

# 【教材見本】

## 財務諸表論

### インプット・解説編

ホームページ用に第3章「概念フレームワーク(後半)」を抜粋。

＜本教材見本に含まれるもの＞

第1節 財務諸表における認識と測定その1（一般的要件と要点）

1. 要点解説（P 2～P 7）
2. 重要なキーワードと概念（P 8）
3. 重点解説（P 9）

第2節 財務諸表における認識と測定その2（資産の測定）

1. 要点解説（P 10～P 18）
2. 重要なキーワードと概念（P 19）
3. 重点解説（P 20～P 21）

第3節 財務諸表における認識と測定その3（負債の測定）

1. 要点解説（P 22～P 25）
2. 重要なキーワードと概念（P 26）
3. 重点解説（P 27）

第4節 財務諸表における認識と測定その4（収益費用の認識測定）

1. 要点解説（P 28～P 32）
2. 重要なキーワードと概念（P 33）
3. 重点解説（P 34）

## 《第1節の要点解説》

### 【要点解説】

### 《コメント》

#### A 認識の一般的条件

##### 1. 認識と測定の意義

認識とは、財務諸表の構成要素の定義を満たす諸項目を**財務諸表の本体に計上すること**をいう。

測定とは、財務諸表に計上される諸項目に**貨幣額を割り当てること**をいう。

##### 2. 認識の契機と認識に求められる蓋然性

財務諸表の構成要素の定義を充足した各種項目が、財務諸表上での認識対象となるためには、次の2つの認識条件を満たさなければならぬ。

第1要件は**認識の契機**であり、原則として、**契約の少なくとも一方の履行**（契約の部分的な履行）が必要となる。

第2要件は**認識に求められる蓋然性**（＝一定程度の発生の可能性）である。

← 認識の要件が問題となるものは、定義を充たしたものに限りません。

← 原則には、双方履行と契約の部分履行が含まれます。

##### 3. 認識の契機の原則と例外

財務諸表の構成要素の定義を充足した各種項目の認識は、原則として**契約の少なくとも一方の履行**（契約の部分的な履行）がその契機となる。双方が未履行の段階にとどまるものは、原則として、財務諸表上で認識しない。通常の場合、**契約が少なくとも部分的に履行されるのを待って**認識される。

ただし、金融商品に属する契約の一部は、**双方未履行の段階で**財務諸表に計上される。（例 売買目的有価証券）これは、時価の変動そのものがリスクから解放された投資の成果とみなされるため、その変動額を未履行の段階で認識するのである。

##### 4. 認識の契機の原則の論拠

双方履行ないし契約の部分履行が原則である論拠は、資産の取得側からみると、通常の場合、**リスクとリターンは、双方履行による物件の受渡を行った時から取得者側に生ずる**のであり、約定時のような双方未履行の段階では取得者側に生じていないことにある。

また、販売側からみると、通常の場合、**販売基準のような双方履行時もしくは進行基準のような契約の部分履行時に投資のリスクからの解放**するのであり、約定時のような双方未履行の段階では投資のリスクから解放していないことにある。

← このような理由により棚卸資産や固定資産のような事業資産は受渡時基準により認識します。

← 第4節で詳説するように交換や契約の部分履行に該当するものが、この原則の適用です。

## 5. 認識の契機の例外の論拠

一方、双方未履行でも認識する例外の論拠は、資産の取得側からみると、時価の変動が投資の成果である金融商品の場合、**リスクとリターンは、約定時のような双方未履行の段階から取得者側に生ずること**にある。

また、販売側からみると、このような金融商品の場合、**投資のリスクからの解放は時価の変動のような双方未履行の段階で生ずること**にある。

← このような理由により売買目的有価証券のような金融資産は約定時基準により認識します。  
← 第4節で詳説するように市場における時価変動に該当するものが、この例外の適用です。

### (注) 例外が適用される金融商品

金融商品には、**インカム・ゲインが目的**である満期保有目的の債券などと、**キャピタル・ゲインが目的**である売買目的有価証券などがある。キャピタル・ゲインが目的である金融商品は例外の適用である。

## 6. 認識に求められる蓋然性

**認識に求められる蓋然性**とは、財務諸表の構成要素に関わる将来事象が一定水準以上の確からしきで生じると見積られることをいう。つまり、**一定程度の発生の可能性**があることをいう。

発生の可能性がきわめて乏しい構成要素を財務諸表上で認識することはできないが、確定した事実のみに依拠した会計情報は有用ではない。二つの相反する要請のバランスを考えなければならない。

← 引当金の要件の「発生の可能性が高い」とほぼ同じものです。

## B 資産と負債の測定の要点

投資の形態に応じて、資産の測定値が決定される。その投資の形態には次の4つがある。(注)

### (注) 投資の行動と資産の測定・利益の認識

投資の行動(投資の形態)は、資産の測定だけでなく利益の認識の問題でもある。

資産の測定値は、投資の行動に応じて決まる。投資の継続が妥当する場合の評価基準は取得原価基準である。投資の清算・再投資が妥当する場合の評価基準は時価基準である。

また投資の行動は収益の認識とも結び付く。投資の継続が妥当する場合、利益は実現していないので認識しない。投資の清算・再投資が妥当する場合、利益は実現しているので認識する(例: 交換益、移転損益など)。

#### <ケース1> 投資の継続その1 (取得原価で評価)

$$\begin{array}{cccc} G & \rightarrow & W & (\rightarrow W) \\ 100 & & 100 & 100 \end{array}$$

<ケース1>が妥当する場合には、次のようなものがある。

- ・土地のように原始取得原価で評価する場合
- ・建物のように未償却原価で評価する場合
- ・同種固定資産の交換により固定資産を取得した場合
- ・対価が「子会社株式・関連会社株式」の事業分離で移転損益を認識しない場合

← <ケース1>は、原始取得原価に基づく測定に妥当します。この場合、利益は生じません。

### (注) 略語の説明

Gは資産を取得するために支払ったキャッシュ、Wは取得した資産、G<sup>^</sup>は資産を売却することにより回収したキャッシュを意味する。

#### <ケース2> 投資の継続その2 (正味売却価額で評価)

$$\begin{array}{cccc} G & \rightarrow & W1 & \rightarrow & W2 & \rightarrow & G^ \\ 100 & & 100 & & 80 & & 80 \end{array}$$

<ケース2>が妥当する場合には、次のようなものがある。

- ・棚卸資産を翌期の販売予想時点の正味売却価額で評価する場合
- ・固定資産を減損処理して回収可能価額で評価する場合

← <ケース2>は、収益性が低下して投下資本のうち回収可能な金額だけを繰り越す場合に妥当します。この場合、回収不能損失が計上されます。

<ケース3>投資の清算（時価評価）

$$\begin{array}{ccc} G & \rightarrow & W & \rightarrow & G \\ 100 & & 100 & & 70 \end{array}$$

<ケース3>が妥当する場合には、次のようなものがある。

- ・対価が「現金」の事業分離で移転損益を認識する場合
- ・棚卸資産を期末時点の正味売却価額で評価する場合（企業会計原則の低価法）

← <ケース3>は、期中や期末に売却を想定するとき  
に妥当します。この場合、  
売却損益が計上されます。

(注) 正味売却価額で評価する2つの場合

決算時でなく、翌期に売却を予定する場合、決算時には資産を保有  
しているため、投資の形態は投資の継続が妥当する。

一方、決算日に売却すると想定する場合には、投資の継続でなく、  
投資の清算が妥当する。

← 棚卸資産基準の評価替え  
はこれを想定しています。  
← 企業会計原則の評価替え  
はこれを想定しています。

<ケース4>投資の清算と再投資（再調達原価で評価）

$$\begin{array}{ccc} G & \rightarrow & W & \rightarrow & G \\ 100 & & 100 & & 120 \\ & & & & \downarrow \\ & & & & G & \rightarrow & W \\ & & & & 120 & & 120 \end{array}$$

<ケース4>が妥当する場合には、次のようなものがある。

- ・異種資産の交換により固定資産を取得した場合
- ・トレーディング目的の棚卸資産を時価で評価する場合
- ・売買目的有価証券を時価で評価する場合
- ・対価が「現金以外の財産」の事業分離で移転損益を認識する場合
- ・棚卸資産を再調達原価で評価する場合
- ・「取得」に該当する企業結合で被取得企業の資産負債を時価で評価する  
場合
- ・段階取得で子会社株式を取得した場合

← <ケース4>は売却と再  
投資が同時に連続して生  
ずるとみなせる場合に妥  
当します。この場合、売却  
損益が計上されます。

(注1) 投資の非継続・再投資

その他有価証券やセール・アンド・リースバック取引のように、損  
益を当期に認識しないが、評価差額を繰り延べる場合には、投資の清  
算・再投資というよりも、この変形である投資の非継続・再投資が妥  
当する。

(注2) 贈与

贈与資産を時価評価し、受贈益を計上する処理と整合するのは、投資の清算・再投資である。

- ・例：譲渡資産簿価ゼロ 譲渡資産時価 100  
取得資産簿価？ 取得資産時価 100

(借) 現金	100	(貸) 譲渡資産	0
		売却益	100
(借) 取得資産	100	(貸) 現金	100
		↓ (2つの仕訳を合算)	
(借) 取得資産	100	(貸) 売却益	100

← 贈与については複数の見解がありますが、短答式本試験では左記の見解が出題されていまして、この投資の清算・再投資が通説と思われる。

(注3) 交換の3つのケース

<資料>

	帳簿価額	時価
譲渡資産	100	150
譲受資産	—	160

- (1) 譲渡資産が土地 譲受資産が土地の場合。
- (2) 譲渡資産が株式 譲受資産が土地の場合。
- (3) 譲渡資産が土地 譲受資産が株式の場合。

《参考》想定される仕訳

(1) (借) 土地	100	(貸) 土地	100
(2) (借) 土地	150	(貸) 有価証券	100
		交換益	50
(3) (借) 有価証券	160	(貸) 土地	100

← (2)と(3)の違いが生ずるのは、本問のような不等価交換の場合です。

- (1) 譲渡資産が土地で譲受資産が土地のような同種固定資産の交換の場合、投資の継続が妥当する。この投資の形態では、譲渡された土地に投資されていた資金 100 がそのまま譲受された土地に継続されているとみるため、譲渡資産の簿価 100 をもって譲受資産の取得原価 100 が測定される。この結果、交換により損益は計上されない。

← 投資の継続が妥当します。  
← 取得資産は譲渡した資産の簿価で測定します。  
← 交換益は未実現利益なので、認識されません。

- (2) 譲渡資産が株式で譲受資産が土地のような異種資産の交換で、取得した資産が事業資産の場合には、投資の清算・再投資が妥当する。この投資の形態では、一旦株式を売却して改めて土地に対して資金 150 を投資したとみるので、譲渡資産の時価 150 をもって譲受資産の取得原価 150 が測定される。この結果、土地の売却益 50 に相当する金額が交換益として計上されることになる。

← 投資の清算・再投資が妥当します。  
← 取得資産は譲渡資産の時価で測定します。  
← 交換益の実質は実現した売却益です。

- (3) 譲渡資産が土地 譲受資産が株式のような異種資産の交換で、取得した資産が金融資産の場合には、**投資の清算・再投資が2回繰り返された**とみる。この投資の形態では、土地に投資していた資金100を土地の時価150で売却して株式に再投資し、その直後に**株式に投資した資金150**を株式の時価160で売却して株式に再投資したとみるので、**譲受資産の時価160**をもって譲受資産の取得原価160が測定される。この結果、**土地の売却益50と株式の売却益10の合計金額60**が交換益として計上されることになる。
- ← 投資の清算・再投資が2回行われたとみます。
  - ← 取得資産は譲渡資産(土地)でなく取得資産(株式)の時価で測定します。
  - ← 交換益60の实质は、土地売却益50と株式売却益10が合算されたものです。

### C 収益と費用の認識測定の要点

収益の場合、企業が投資した資金は、いつ投資のリスクから解放され、投資の成果を表す収益はどのように計上されるのか、に主眼を置いて認識測定される。

- ← 収益と費用はいずれも、いつ、どのように計上されるのかに主眼があります。

費用の場合、その成果を得るための犠牲である費用は、いつ、どのように計上されるのか、に主眼を置いて認識測定される。

純利益が「リスクから解放された投資の成果」に関連づけて定義されているから、**収益費用も「リスクからの解放」に主眼を置いて認識測定される。**

- ← 純利益だけでなく、収益や費用も投資のリスクから解放した時に認識する

## 【重要なキーワードと概念】

認識の契機

契約の少なくとも一方の履行

認識に求められる蓋然性（＝一定程度の発生の可能性）

契約の少なくとも一方の履行

双方未履行

投資の形態に応じて資産の測定値が決定される

<ケース1>投資の継続その1（取得原価で評価）

原始取得原価で評価

未償却原価で評価

同種固定資産の交換により固定資産を取得

対価が「子会社株式・関連会社株式」の事業分離で移転損益を認識しない場合

<ケース2>投資の継続その2（正味売却価額で評価）

棚卸資産を翌期の販売予想時点の正味売却価額で評価

固定資産を減損処理して回収可能価額で評価

<ケース3>投資の清算（時価評価）

対価が「現金」の事業分離で移転損益を認識する

棚卸資産を期末時点の正味売却価額で評価する

<ケース4>投資の清算と再投資（再調達原価で評価）

異種資産の交換により固定資産を取得

トレーディング目的の棚卸資産を時価で評価

売買目的有価証券を時価で評価

対価が「現金以外の財産」の事業分離で移転損益を認識

棚卸資産を再調達原価で評価

「取得」に該当する企業結合で被取得企業の資産負債を時価で評価

段階取得で子会社株式を取得

収益と費用はいつ・どのように計上されるのか



## 《第1節の重点解説》

### 【重点解説1】～投資の非継続と投資の清算の違いは？～

#### A 投資の清算の場合、売却損益が計上される

- ・投資の清算とは売却を意味するので、損益が計上されます。
- ・たとえば、売買目的有価証券は、決算時に投資の清算と再投資を想定しますので、損益が計上されるのです。

#### B 投資の非継続の場合、売却損益は計上されない

- ・投資の非継続（投資の継続が断たれたが、清算ではない）では、今まで保有していた資産に対する投資の継続が断たれるので、取得原価評価はできません。
- ・かといって、売却したわけでもないので損益も計上されません。
- ・再投資を擬制するのが妥当だが、損益を計上できない場合に妥当する投資の行動が「投資の非継続・再投資」です。



- ・たとえば、「その他有価証券」の処理や「セール・アンド・リースバック取引」に、この投資の行動が妥当すると考えられます。

## 《第2節の要点解説》

### 【要点解説】

### 《コメント》

#### A 資産の測定の種類

##### ① 取得原価

##### ② 市場価格

- 1 購買市場と売却市場とが区別されない場合（市場価格）
- 2 購買市場と売却市場とが区分される場合その1（再調達原価）
- 3 購買市場と売却市場とが区分される場合その2（正味売却価額）

##### ③ 割引価値

- 1 将来CFを継続的に見積り直すとともに割引率も改訂する場合その1（利用価値）
- 2 将来CFを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合その2（市場価格を推定する場合）
- 3 将来CFのみを継続的に見積り直す場合（償却原価法）（注）

← 1と2の違いは、1が報告主体の主観的価値の変動に基づくのに対し、2が市場平均の期待価値の変動に基づいているという点にあります。

##### ④ 入金予定額

##### ⑤ 被投資企業の純資産額に基づく額（持分法）

#### （注）償却原価法

概念フレームワークが想定する理論的な償却原価法によると、将来キャッシュ・フローは回収可能性（信用リスク）を考慮して每期見直すのであり、金融商品基準が規定する償却原価法のように約定利息を単純に割引くものではない。

← 概フレが想定する償却原価は信用リスクを反映しています。

金融商品基準が規定する償却原価法（以下、**実務上の償却原価**という。）は、約定利息を単純に割引く方法により償却原価を求めるため、この償却原価は信用リスクを一切反映していない。そこで、金融商品基準では、この償却原価から貸倒見積高を控除した金額をもって貸借対照表価額とすることを求めている。

← 基準が規定する償却原価は信用リスクを反映していません。

#### B 取得原価

##### 1. 取得原価の意義とこれに含まれるもの

資産の取得原価は、一般に、(a)資産取得の際に支払われた現金・現金同等物の金額、もしくは(b)資産取得のために犠牲にされた財やサービスの公正な金額で測定される。この取得原価の前提には、**等価の原則**がある。

← (a)の例は購入、(b)の例は異種資産の交換により取得原価を決定する場合です。

取得原価は、狭義には**原始取得原価**を意味するが、原始取得原価の一部を費用に配分した結果の資産の残高は**未償却原価**と呼ばれ、これも原始取得原価を基礎としていることから、未償却原価も広義にとらえた取得原価の範疇に含まれる。（注）

(注)取得原価の属性

取得原価の測定属性は取得時の金額なので、外貨建の場合にはH  
R換算が妥当する。

2. 取得原価の特徴

原始取得原価は、実際に投下した資金の額を表す。未償却原価は、そ  
のうちいまだ収益によって回収されていない額を表す。(注1)

取得原価によって資産を測定する場合、現在の投資行動をそのまま継  
続することが前提とされる。すなわち、取得原価による測定は、「投資  
の継続」という投資の行動を前提とする。(注2)

特に未償却原価による測定値は、継続利用している資産について将来  
に回収されるべき投資の残高を表す。また、この測定は、資産価値の測  
定方法としてよりも、資産の利用に伴う費用を測定するうえで重要な意  
味を持つ。(注3)

← 原始取得原価か未償却原  
価かに関係なく、取得原価  
は投下資本のうち回収可  
能な金額を意味します。

← 未償却原価は利用価値や  
市場価格と異なり、報告主  
体の主観的価値や市場平  
均の期待価値を表すわけ  
ではありません。

(注1)取得原価と投資の継続

取得原価が妥当する投資の行動は、投資の継続である。逆に言うと、  
投資の継続が妥当する場合には、原始取得原価、未償却原価および正  
味売却価額のいずれで評価した場合であっても取得原価基準の適用  
である。

← 投資の継続と取得原価基  
準は常に結び付きます。投  
資の継続が妥当するのに  
時価基準を採るというこ  
とはありません。

(注2)取得原価と正味売却価額や割引価値との関係

取得原価の測定値は、投資の継続を前提として、投下資本のうち回  
収可能な金額を表す。これには未償却原価を含むだけでなく、棚卸資  
産を正味売却価額で評価替えする場合や固定資産を減損処理して回  
収可能価額(正味売却価額と利用価値の大きい方)で評価替えする場  
合も含まれる。これらはすべて取得原価基準の適用となる。

このように、取得原価基準は、原始取得原価や未償却原価だけでな  
く、正味売却価額や割引価値による測定値を含むものである。

← 正味売却価額や回収可能  
価額は、いずれも投下資本  
のうち回収可能な金額の  
繰り越してある以上、投資  
の継続が妥当します。

(注3)未償却原価と費用配分

未償却原価によって固定資産が測定される場合は、投下資金の一部  
が、投資成果を得るための犠牲を表す費用として計画的・規則的に配  
分される。

← B Sに計上する取得原価  
は、その全てが将来の収益  
によって回収されるので、  
翌期以降に費用配分され  
ることになります。

### 3. 過去の誤謬の訂正と会計上の見積りの変更

費用測定のための期間配分の手続においては、将来事象について見積もりが必要となることがある。(例：耐用年数の見積り)

重要な誤りが事後的に判明した場合は、見積もりが適宜修正され、それに応じて未償却原価も修正される。(例：誤謬の訂正に該当する耐用年数の修正) (注1)

一般に、見積もりが修正された場合の会計処理には、次の二通りの方法がある (これは会計上の見積りの変更の問題)。(注2)

第1法：その影響額の全額を修正した期の会計数値に反映させる方法。

第2法：将来の複数の会計期間に影響額を反映させる方法。

← これは過去の誤謬の訂正の話です。

← これは会計上の見積りの変更の話です。その会計処理には2つの方法があります。

#### (注1) 見積りの修正が「過去の誤謬の訂正」に当たる場合

重要な誤りが判明した場合にそれに応じて未償却原価も修正するのは、過去の誤謬の訂正に当たるからである。この場合、過去の財務諸表を修正再表示する。これをレトロスペクティブ・アプローチという。(レトロスペクティブ方式ともいう)。

← 過去の誤謬の訂正はレトロスペクティブ方式で対処します。

#### (注2) 見積りの修正が「会計上の見積りの変更」に当たる場合

会計上の見積りの変更は、プロスペクティブ・アプローチ (プロスペクティブ方式ともいう) により処理する。

プロスペクティブ方式には第1法のようなその影響額の全額を修正した期の会計数値に反映させる方法と、第2法のような将来の複数の会計期間に影響額を反映させる方法がある。

第1法は「予測数値に対する実績数値が当期に判明する場合」(例：固定資産の除却損益) に採用される。

第2法は「予測自体の変更を行う場合」(例：残存耐用年数の変更) に採用される。

← 会計上の見積りの変更はプロスペクティブ方式で対処します。第1法はキャッチアップ方式とは異なることに留意してください。キャッチアップ方式は現在存在しません。

#### (注3) レトロスペクティブ方式とキャッチアップ方式の関係

過去の誤謬を訂正する際、誤謬が「発生した時」に遡って修正を行うことをレトロスペクティブ方式という。この場合、遡及処理 (修正再表示) を行う。これに対し、誤謬が「判明した時」に過去の損益を当期にまとめて認識することをキャッチアップ方式という。従来、企業会計原則で認められていた前期損益修正がこれに当たる。その代表は、臨時償却である。

← レトロスペクティブ方式とキャッチアップ方式はいずれも誤謬の訂正方法です。

つまり、キャッチアップ方式はレトロスペクティブ方式と同じ範疇に属するものであり、会計上の見積りの変更を当期ないし当期以降に損益計上するというプロスペクティブ方式とは異なる処理である。

← 会計上の見積りの変更は誤謬と無関係です。

## C 市場価格

### 1. 市場価格の意義とこれに含まれるもの

市場価格とは、特定の資産について、流通市場で成立している価格をいう。

← 資産が取引される市場を流通市場といいます。

市場には、次の2種類がある。

1. 購買市場と売却市場とが区別される場合。

← 1は事業資産の場合。

2. 購買市場と売却市場とが区別されない場合。

← 2は金融資産の場合。

なお、時価とは公正な評価額（公正価値）をいい、これには観察可能な市場価格（実際に市場が存在する場合）だけでなく、推定された市場価格も含む。

← 時価の方が市場価格より広い概念です。単に市場価格という場合には、観察可能な市場価格をいいます。

#### (注) 時価と市場価格

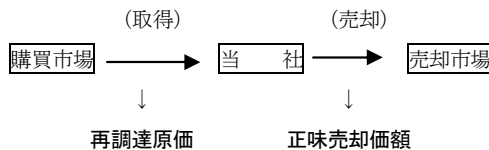
日本では、市場価格と時価が異なる意味で用いられている。

狭い意味で使われるのは市場価格であり、この用語は**実際に市場が存在する場合**にしか用いられない。

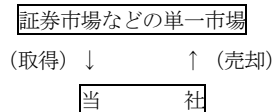
一方、時価は公正な評価額と同義であり、観察可能な市場価格のほか、推定された市場価格なども含んでいる。

#### 【板書 市場価格の分類】

##### <ケース1> 購買市場と売却市場とが区別される場合



##### <ケース2> 購買市場と売却市場とが区別されない場合



(注) この場合、再調達原価と正味売却価額は一致するので、実質的には市場価格は一種類のものしかない。

## 2. 市場価格の特徴

単一市場においては、資産を清算したときに得られる資金の額（＝正味売却価額）と、再取得するのに必要な資金の額（＝再調達原価）は一致する。このような単一市場における価格を市場価格という。

市場価格は、利用価値と並んで、資産の経済価値を表す代表的な指標の一つである。それは、「市場平均の期待価値」を表す。

市場価格は、固定資産の未償却原価のように、現在の事業投資活動の継続が前提とされる場合は意味がない。つまり、市場価格は、投資の継続が妥当する場合には意味がない。

市場価格は、売買目的有価証券のように、個別の資産の売却処分が前提とされる場合には意味がある。つまり、投資の清算・再投資が妥当する場合には意味がある。

市場価格の変動額には、次の意味がある。

1. 市場価格の変動額は、将来キャッシュ・フローや割引率に関する市場の平均的な期待の改訂が反映される。
2. 事業上の制約がなく清算できる投資で、かつ市場における有利な価格変動を期待しているものについての成果を表す。（例：売買目的有価証券の評価損益）（注）

### （注）市場価格の変動が特に重要な資産

市場価格の変動が特に重要な意味を持つのは、キャピタル・ゲインの獲得が目的である売買目的有価証券である。

逆に、インカム・ゲインの獲得が目的である満期保有目的の債券は、たとえ市場価格があっても、市場価格の変動は意味がない。

## 3. 等価の原則と取得原価との関係

独立した第三者間の取引では、資産取得に際しての支出額は、そのときの市場価格と大きく乖離しない。これを等価の原則という。

1. 原則として、取得した資産は支出額で測定される。（注）
2. 反証がある場合は、支出額でなく、市場価格によって原始取得原価が測定される。（例：贈与による資産取得）

### （注）原価即価値説

これを原価即価値説ということもある。

原価即価値説とは、「取得原価は即ち、資産取得時の市場平均の期待価値を反映するように測定されるべき」という考えを表す。

なお、この考えの前提には、等価交換の原則がある。

#### 4. 再調達原価

再調達原価とは、**購買市場と売却市場とが区別される場合において、購買市場で成立している価格をいう。**

再調達原価は、保有する資産を測定時点で改めて調達するのに必要な資金の額を表す。

← 投資の清算・再投資が妥当する場合の評価額です。  
← 測定時点としては決算時や取引時があります。

#### 5. 正味売却価額

正味売却価額とは、**購買市場と売却市場とが区別される場合において、売却市場で成立している価格から見積販売経費を控除したものをいう。**

正味売却価額は、保有する資産を測定時点で売却処分することによって回収できる資金の額を表す。(注)

← 投資の清算か投資の継続が妥当する場合の評価額です。  
← 測定時点が決算時か売却予定日かで投資の行動は異なります。

#### (注) 測定時点と投資の行動

「測定時点」として、企業会計原則の低価法は**期末時点**、棚卸資産基準の評価切り下げは**翌期の販売予想時点**を対象とする。

前者は**投資の清算**、後者は**投資の継続**を想定している。

この結果、棚卸資産基準において評価切り下げられた正味売却価額は、**投資の継続を想定した取得原価基準の適用**であって、**投資の清算を想定した時価基準の適用**ではない。

### D 割引価値

#### 1. 割引価値とこれに含まれるもの

割引価値とは、**資産の利用から得られる将来キャッシュ・フローの見積額を、何らかの割引率によって測定時点まで割り引いた測定値をいう。**

割引価値は、次の2つの観点からいくつかの類型に分けられる。

1. 将来キャッシュ・フローを継続的に見積り直すか否か。
2. 割引率を継続的に改訂するか否か。

← 割引価値の測定時点としては資産取得時と決算時があります。

← リターンやリスクが每期変化する場合は見積り直し、変化しない場合は見積り直しません。

この結果、割引価値には、次の3種類がある。

1. 将来キャッシュ・フローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合その1 (**利用価値**)。
2. 将来キャッシュ・フローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合その2 (**市場価格を推定するための割引価値**)。
3. 将来キャッシュ・フローのみを継続的に見積り直す場合 (**償却原価法**)。

← リスクやリターンが報告主体で異なる場合(事業資産)に妥当します。

← リスクやリターンが市場平均で決まる場合(金融資産)に妥当します。

← リターンは固定しているが信用リスクが発生する

場合に妥当します。この場合、割引率は資産取得時のものを使用します。

## 2. 利用価値

利用価値とは、資産の利用から得られる将来キャッシュ・フローを測定時点で見積り、その期待キャッシュ・フローをその時点の割引率で割り引いた測定値をいう。別名、**使用価値**とも呼ばれる。

← 利用価値は、測定時点として決算時を想定していません。

利用価値は、市場価格と並んで、**資産の経済価値**を表す代表的な指標の一つである。それは、「**報告主体の主観的価値**」を表す。

← 利用価値は事業資産における資産価値を表わします。

利用価値は、**測定時点の市場価格**と、それを超える無形の**のれん価値**とを含んでいる。

← 利用価値=市場価格+のれん

取得原価を超える利用価値で資産を測定した場合には、**自己創設のれん**が計上されることになる。しかし、自己創設のれんの計上は、**経営者による企業価値の自己評価・自己申告**でしかないため認められない。

したがって、**自己創設のれんが生ずる場合には、利用価値での測定は不可能**である。収益性が低下した場合の**固定資産の減損処理**のように、利用価値が帳簿価額を下回り、自己創設のれんが生じない場合には利用価値が利用される。**(経営者側)**

← 経営者の財表作成上、利用価値による測定は例外的なものではない。

ただし、経営者による財務諸表上の測定を離れて、**投資者が企業全体の価値を推定する必要がある場合に利用価値は利用される。(投資者側)**

← 投資者の企業価値評価では普通に利用されています。

## 3. 市場価格を推定するための割引価値

市場価格を推定するための割引価値とは、市場で平均的に予想されているキャッシュ・フローを市場の平均的な割引率で割り引いた測定値をいう。

← 利用価値は報告主体の主観的価値の変動に着目した割引価値ですが、この割引価値は市場の平均的期待価値の変動に着目した割引価値です。

この測定値は、**市場価格が存在しない資産**について、期末時点の価値を測定する必要がある場合に、**市場価格の代理指標**として意味を持つ。例えば、市場価格が不明な金融資産の評価などに使用する(例:新株予約権)。



#### 4. 償却原価

将来CFのみを継続的に見直し直す割引価値とは、資産の利用から得られる回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを測定時点で見積り、その期待キャッシュ・フローを資産の取得時点における割引率で割り引いた測定値をいう。

この将来キャッシュ・フローは、発行体の信用リスクを考慮して、每期回収可能性の変化が反映されている。

この典型例は償却原価法である。(注1)

償却原価法は、金銭債権について、その取得時点で回収が見込まれる将来キャッシュ・フロー(元利金)を原始取得原価に一致させる割引率(当初の実効金利)を求め、この割引率で割り増して毎期の簿価を計算する方法である。

償却原価法では、次の2つの損益の要素が含まれる。

第1は、当初用いた割引率に見合う利息収益の要素である。

第2は、期待キャッシュ・フローの変化に伴う損益の要素である。これは信用リスクを意味すると考えられる。(注2)

償却原価法の論拠は、当初用いた割引率にみあう利息収益の要素を投資の成果として捉え、これを每期適正に配分することにある。

償却原価法では、回収可能額の改訂分を、毎期の信用リスクの変化として、見積りの修正時点に生じた損益とみる。

##### (注1) キャッシュ・フロー見積り法

将来キャッシュ・フローのみを見直し、割引率は当初のものを使用する割引価値として、償却原価法に類似したものに、キャッシュ・フロー見積り法がある。

この方法は、貸し付け条件を変更し、変更後の元利金を「当初の割引率」で割り引いた割引価値と帳簿価額の差額を貸倒見積高とする方法である。

通常、この方法は、貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定方法に用いられる。

##### (注2) 実務上の償却原価法(金融商品基準が想定する償却原価法)

実務上は、信用リスクを将来キャッシュ・フローに反映させないで、単純に契約上の利息収益を割り引く方法を償却原価法という場合が多い。

← 将来CFは信用リスクを考慮して毎期見直しますが、割引率は資産取得時のものを継続使用します。

← このような概フレの想定する償却原価法は、実務上の償却原価と異なります。

← リターンのこと。金利調整差額も含まれます。

← リスクのこと。なお実務上の償却原価では第2の要素は別に把握します。

← 利息収益の適正な期間配分が論拠です。

← 要するに信用リスクを発生した年度に計上するということです。

この方法は、信用リスクを考慮して回収可能性を見積もることをしないので、簡便という利点があるとともに、利息収益を適正に期間配分することを償却原価法の最大の目的とする考えと整合することから、実務上、一般に採用されている。

しかし、この償却原価は信用リスクを反映していないため、この金額は報告主体の主観的価値を表すだけである。

そこで、金融商品基準では、この償却原価から貸倒見積高を控除することとした。これにより市場平均の期待価値を表すこととしたのである。

## E 入金予定額

**入金予定額**とは、資産から期待される将来キャッシュ・フローを割引かず合計した金額をいう。

一般に、入金予定額は、債権の契約上の元本についての回収可能額を指す。これは信用リスクを考慮するということである。

この測定値は、将来に入金が予定される額、すなわち**回収可能見込額**を表すため、貸倒引当金が別に設定されている場合はそれを控除した額となる。

← 将来CFは割り引かないが、信用リスクを考慮して毎回収可能性を見直しています。

← 金銭債権は信用リスクを考慮しますが、金銭債務は信用リスクを考慮しません。両者は非対称的です。

## F 被投資企業の純資産額に基づく額

**被投資企業の純資産額に基づく額**とは、被投資企業の純資産のうち、投資企業の持分比率に対応する額をいう。

この測定値には、被投資企業に対する**報告主体の持分額**を表す場合（持分法の場合）、あるいは**報告主体の投資額**を表す場合（実質価額法の場合）がある。

この測定値は、次の2つについて妥当する。

1. 被投資企業の純資産変動に基づいて利益を測定する際に用いられる。(例 **持分法**)

← のれんを含むので報告主体の主観的価値を表しません。

2. 他の測定方法では投資の現状をとらえられないケースにも用いられる。(例 **非上場株式の簿価切り下げ=実質価額法**)

← 時価の代理数値と考えれば市場平均の期待価値を表します。

## 【重要なキーワードと概念】

原始取得原価 未償却原価 投資の継続が妥当する場合

将来に回収されるべき投資の残高 資産価値の測定方法としてよりも将来の費用の測定

市場価格 購買市場と売却市場とが区別される場合 購買市場と売却市場とが区別されない場合

時価 公正な評価額（公正価値） 観察可能な市場価格と推定された市場価格

単一市場 正味売却価額と再調達原価は一致する

市場価格 資産の経済価値を表す代表的な指標の一つ 市場平均の期待価値

投資の清算・再投資が妥当する場合

将来キャッシュ・フローや割引率に関する市場の平均的な期待の改訂が反映される

独立した第三者間の取引 等価の原則 贈与による資産取得

再調達原価 購買市場で成立している価格

正味売却価額 売却市場で成立している価格

割引価値 利用価値 市場価格を推定するための割引価値 償却原価法

利用価値 資産の経済価値を表す代表的な指標の一つ 報告主体の主観的価値

測定時点の市場価格とのれん価値 自己創設のれん

経営者による企業価値の自己評価・自己申告

自己創設のれんが生ずる場合には利用価値での測定は不可能

収益性が低下した場合の固定資産の減損処理に利用価値は利用される

投資家が企業全体の価値を推定する必要がある場合に利用価値は利用される

市場価格を推定するための割引価値

市場で平均的に予想されているキャッシュ・フローを市場の平均的な割引率で割り引いた金額

市場価格が存在しない資産 市場価格の代理指標

将来CFのみを継続的に見積み直す割引価値

発行体の信用リスクを考慮 償却原価法 当初の実効金利 利息収益 信用リスク

入金予定額 将来キャッシュ・フローを割り引かず 信用リスクを考慮 回収可能見込額

被投資企業の純資産額に基づく額 報告主体の持分額 報告主体の投資額 持分法 実質価額法

## 《第2節の重点解説》

### 【重点解説1】～割引価値の種類（割引率の種類）は？～

- ・割引率及び割引価値は、次のように整理することができます。

	報告主体の主観的価値	市場平均の期待価値
毎決算期に割引率を見直す	利用価値	市場価格の推定値
資産取得時点の割引率を継続使用	実務上の償却原価 (将来CFは信用リスクを考慮しない)	概フレの償却原価 (将来CFは信用リスクを考慮する)

### 【重点解説2】～単一市場と市場が分かれている場合の違いは？～

- ・単一市場か、市場が分かれているかは、次のように、投資のリスクからの解放に違いをもたらします。

#### A 単一市場の場合

- ・単一市場、つまり随時換金可能な市場では、いつでも好きな時にその時の時価で売却や取得ができます。
- ・したがって、反証がない限り(注)、単一市場では、換金・売却に事業遂行上の制約がないとみて、時価の値上がりは同時にリスクから解放されているとみることができるのです。
- ・このようなケースに該当するものに、売買目的有価証券、デリバティブ取引から生じる正味の債権債務、トレーディング目的の棚卸資産があります。

(注)反証がある場合としては、その他有価証券の処理がある。

#### B 市場が分かれている場合

- ・市場が分かれている場合には、販売・売却したくとも、相手に購入するという意思がなければ販売・売却はできません。
- ・したがって、時価の変動があってもリスクから解放されることはなく、販売取引が成立した時(多くの場合には受渡時)に初めてリスクから解放されることになるのです。

【重点解説3】～社債の発行者側と取得側の価値の違いは？～

- ・同一社債でも、発行側は償却原価で評価し、それを取得し満期まで保有する側は償却原価から貸倒見積高を控除して評価すべきです。

A 発行側

- ・同一社債でも、発行側は「償却原価で評価」します。
- ・これは、信用リスクを考慮していない金額なので、「報告主体の主観的期待価値」を表すこととなります。

B 取得側

- ・同一社債でも、それを取得し満期まで保有する側は「償却原価から貸倒見積高を控除して評価」すべきです。
- ・これは、信用リスクを考慮した金額なので、「市場平均の期待価値」を表すこととなります。

【重点解説4】～外貨建て取得した有価証券の実質価額の換算方法は？～

- ・外貨建て取得した有価証券を実質価額に評価替えした場合、その実質価額をいかに換算するかという問題があります。

A 現外貨基準（短答式試験）

- ・外貨換算基準では、外貨で取得した有価証券の実質価額には決算日レートをを用いて換算することが求められています。
- ・これは、有価証券の実質価額が著しく下落した場合の減損処理は、時価の著しい下落の減損処理と同様に、投資の清算・再投資が妥当すると考え、実質価額が時価の代理数値を表すとみることがを意味すると思われます。

B 改訂前の外貨基準（論文式試験）

- ・改訂前の外貨換算基準では、外貨で取得した有価証券の実質価額には取得時のレートをを用いて換算することが求められていました。
- ・これは、有価証券の減損処理は取得原価の原価配分と考えていたからです。減損処理を原価配分とみることが、原始取得原価を配分した貸借対照表繰越額である実質価額の属性は、資産取得時であって、決算時ではありません。
- ・したがって、テンポラル法の考え方からすると、決算日レートでなく取得時のレートをを用いて換算する方法の方が理論的と見ることができます。このため、論文式試験では、この改訂前の見解も押さえておく必要があります。

## 《第3節の要点解説》

### 【要点解説】

### 《コメント》

#### A 負債の測定の種類

- ① 支払予定額
- ② 現金受入額
- ③ 割引価値
  - 1 将来CFを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合その1（リスクフリー・レートによる割引価値）
  - 2 将来CFを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合その2（リスクを調整した割引率による割引価値）
  - 3 将来CFのみを継続的に見直す場合（資産除去債務はこの一種）
  - 4 将来CFを見積もり直さず、割引率も改訂しない場合（償却原価法）
- ④ 市場価格

#### （注1）リスクフリー・レートによる割引価値

これは、報告主体の主観的価値を表す。

#### （注2）リスクを調整した割引率による割引価値

これは、市場平均の期待価値を表す。

#### （注3）将来CFのみを継続的に見直す場合

これには、①信用リスクを考慮して毎期のキャッシュ・フローを見直す場合と、②退職給付債務のように会計上の見積りを伴うために毎期のキャッシュ・フローを見直す場合がある。

#### （注4）将来CFを見積もり直さず、割引率も改訂しない場合

このケースは資産の割引価値にはない。

#### （注5）償却原価法

資産の場合には信用リスクを考慮するため、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用する。

負債の場合には信用リスクを考慮してはならないので、将来キャッシュ・フローは回収可能性を反映するように見積もり直すことをしない。

## B 支払予定額

### 1. 意義と適用される負債

支払予定額とは、負債の返済に要する将来キャッシュ・フローを割り ← 引当金や借入金などに適用される  
引かず合計した金額をいう。

資産に対する入金予定額は信用リスクを考慮するが、負債に対する支払予定額は信用リスクを考慮しない。

支払予定額は、借入金のように支払額が約定されている金銭債務に対しても適用されるが、引当金のように約定されていない金額を見積りによって測定する場合もある。

### 2. 支払予定額の変更

見積りによって測定する場合、支払予定額を変更することがある。この支払予定額の変更には、<ケース1>過去の誤謬の訂正に該当する場合と<ケース2>会計上の見積りの変更に当たる場合がある。

過去の誤謬の訂正に該当する場合は、レトロスペクティブ方式により、過去の財務諸表を遡及修正（修正再表示）する。

会計上の見積りの変更に該当する場合は、プロスペクティブ方式により、予測自体の変更のときは将来の損益とし、予測に対し実績が判明したときは当期の損益とする。

## C 現金受入額

現金受入額とは、財・サービスを提供する義務の見返りに受け取った現金 ← 前受金や前受収益はCOFを伴わない返済義務で、  
または現金同等物の金額をいう。 Fを伴う収益配分の対象となります。

前受収益の場合、現金受入額を計画的・規則的に期間配分する。（注）

### （注）前受金と前受収益

前受金や前受収益のような負債は、将来に収益配分されるため収益性負債というが、将来にCOFを伴う金融負債と異なり、将来にCOFを伴わないことから非金融負債ともいう。

## D 割引価値

### 1. 将来CFを継続的に見積り直すとともに割引率も改訂する割引価値

将来CFを継続的に見積り直すとともに割引率も改訂する割引価値

には次の2種類がある。

リスクフリー・レートによる割引価値とは、報告主体が自身の「デフォルトを考慮せず」に見積もった負債の価値を表し、報告主体の信用リスクの変化は反映されない。

← リスクフリー・レートのリスクとは、信用リスクのことを意味します。

リスクを調整した割引率による割引価値とは、報告主体の「信用リスクを加味」した最新の割引率で割り引いた測定値を表す。この測定値は、負債の市場価格を推定する際に意味を持つことがある。この測定値は、報告主体の信用リスクの変化も反映する。しかし、報告主体の契約上の支払義務が変わらない状況では、その変動額を投資成果とみなすことはできない。(注1)(注2)

← 制度上、信用リスクを考慮した割引価値は存在しません。

← この記述は、負債は信用リスクを考慮して測定できない以上、この割引価値の変動額である債務免除益を投資の成果としてPLに計上することはできない、という意味です。

#### (注1) リスクを調整した割引率による割引価値

この測定は、保険会社のような金融機関の負債の評価には意味があると思われる。

#### (注2) 負債の額面額と返済可能額との差額

負債の額面額と返済可能額との差額は、債務免除益と解することができる。これは、取得者の債権から生ずる貸倒見積高に相当するものである。

負債の報告主体の主観的価値と市場平均の期待価値の差である債務免除益は、発行した社債の償却原価と時価の差額によっても算定可能である。

### 2. 将来CFのみを継続的に見直す割引価値

将来キャッシュ・フローのみを継続的に見直す割引価値とは、測定時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフローを負債が生じた時点における割引率で割り引いた測定値である。

← 概フレは信用リスクを考慮して、将来CFを毎期見直すことを想定しているが、制度上、このような負債は存在しません。この割引価値は、概フレが想定する資産の償却原価法と同じものです。

この方法では、信用リスクも考慮して将来キャッシュ・フローを見積もることになる。しかし、返済義務を定義とする負債に反するため、この方法は、制度上用いられていない。

この方法によると、毎期の割引価値の変動額には、次の2つの要素が含まれる。

1. 負債発生当初に用いた割引率にみあう利息費用の要素。
2. 期待キャッシュ・アウトフローが変化したことに伴う損益の要素、つまり信用リスクの要素。

← 負債計上側の信用リスクとは、要するに債務免除益のことです。



### 3. 将来CFを見積もり直さず割引率も改訂しない割引価値

将来キャッシュ・フローを見積もり直さず、割引率も改訂しない割引価値とは、負債が生じた時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフローを、その時点の割引率によって割り引いた測定値をいう。

この方法は、信用リスク考慮しないで将来キャッシュ・フローを見積もることになるため、返済義務を定義とする負債に整合する。このため、制度上は、この割引価値が用いられる。

この典型は、社債を割引発行した場合の償却原価法である。

この方法によると、毎期の割引価値の変動額は、期首の負債額に対する当初の実効金利による利息費用を表す。

なお、将来キャッシュ・フローを見直す割引価値と異なり、信用リスクは損益の要素としていない。

← この割引価値は、約定されている将来CFと負債発生時の割引率により割引価値を求める方法です。

← 取得者側の償却原価法は信用リスクを考慮しているが、発行者側の償却原価法は信用リスクを考慮していないことに留意してください。

## E 市場価格

制度上、負債のほとんどは、信用リスクを考慮せず報告主体の主観的価値を表すので、市場平均の期待価値を表す市場価格は例外的なものである。

制度上、市場価格で測定するものは、デリバティブ取引の正味の債務くらいしかない。

← このため、金融資産を市場価格で評価することは広く行われていますが、金融負債を市場価格で評価することはほとんどありません。

## 【重要なキーワードと概念】

支払予定額

現金受入額

将来CFを継続的に見積り直すとともに割引率も改訂する割引価値

リスクフリー・レートによる割引価値 信用リスクの変化は反映されない

リスクを調整した割引率による割引価値 市場価格を推定する 信用リスクの変化も反映する

将来CFのみを継続的に見直す割引価値

信用リスクも考慮して将来キャッシュ・フローを見積もる

返済義務を定義とする負債に反する 制度上用いられていない

利息費用の要素 信用リスクの要素

将来CFを見積もり直さず割引率も改訂しない割引価値

信用リスク考慮しないで将来キャッシュ・フローを見積もる

返済義務を定義とする負債に整合する 制度上はこの割引価値が用いられる

社債を割引発行した場合の償却原価法

信用リスクは損益の要素としていない

### 《第3節の重点解説》

#### 【重点解説1】～負債はリスクフリー・レートが妥当する理由は？～

##### A 負債の定義は返済義務

- ・負債とは、要するに返済義務です。
- ・返済「義務」ということは、支払わなければならない金額であって、どれだけ支払うことができるかではありません。

##### B 負債はリスクフリー・レートが妥当

- ・どれだけ支払うことができるかという場合なら、デフォルトも考慮して信用リスクだけ負債額を小さく出来ますが、支払わなければならない金額という場合には、信用リスクを考慮することなく、額面額を負債としなければならないこととなります。
- ・負債の定義が返済「義務」である以上、通常の場合、負債はリスクフリー・レートで測定しなければならないのです。

#### 【重点解説2】～社債の償却原価と時価の差額は？～

##### A 時価と償却原価の違い

- ・社債を時価で評価した場合、それは市場の平均的期待価値を表し、その金額は社債の発行体の信用リスクを反映した、回収可能な金額（資産の場合）もしくは返済可能な金額（負債の場合）を表すこととなります。
- ・一方、社債を償却原価で評価した場合、それは報告主体の主観的価値を表し、その金額は社債の発行体の信用リスクを反映しない、全額回収した場合の金額（資産の場合）もしくは返済しなければならない金額（負債の場合）を表すこととなります。

##### B 時価と償却原価の差額

- ・したがって、資産の場合、償却原価と時価の差額は、信用リスク、つまり回収不能な金額を表し、負債の場合、債務の返済を一部免れることから得られる利益（一種の債務免除益）を表すこととなります。

## 《第4節の要点解説》

### 【要点解説】

### 《コメント》

#### A リスクからの解放の意義と論拠

##### 1. リスクからの解放の意義

投資のリスクからの解放とは、投資にあたって期待された成果が事実として確定することである。

特に事業投資については、事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したときに、投資のリスクから解放される。(注)

← リスクとは不確実性のことで、解放とは消滅すること。リスクからの解放とは、成果獲得の不確実性が消滅することです。

##### 2. リスクからの解放の論拠

投資者は期待された成果に対してどれだけ実際の成果を獲得したの  
かに関する情報を求めるので、期待から事実へ転化し、実際の投資の成  
果を得たときに投資の成果を認識すべきである。

← 前半部分は、フィードバック価値に役立つ情報ということです。

#### (注) 事業のリスクに拘束されない独立の資産の獲得の意味

譲渡した資産と類似する資産を取得した場合には、事業のリスクに拘束されている資産を取得したことになる。このため、譲渡した資産と類似する資産を取得した場合には、投資の継続が妥当することになる。

一方、譲渡した資産と異なる資産を取得した場合には、事業のリスクに拘束されない独立した資産を取得したことになる。このため、譲渡した資産と異なる資産を取得した場合には、投資の清算・再投資が妥当することになる。

したがって、例えば、同種固定資産の交換では投資のリスクから解放していないので交換損益は認識しないが、異種資産の交換では投資のリスクから解放しているので交換損益を認識することになる。

また、事業分離で対価が子会社株式の場合、移転損益は実現していないので認識しないのに対し、対価が現金等の財産の場合、移転損益は実現しているので認識することになる。

## B 実現の種類と実現概念の包含関係

### 1. 狭義の実現基準

狭義の実現基準は、販売という双方履行時に収益を認識する基準である。この実現はリスクからの解放の一部に含まれる。 ← 企業会計原則の想定する伝統的実現のことです。

### 2. 広義の実現基準

広義の実現基準は、交換、市場における時価変動、契約の部分履行、被投資企業の活動を含むものである。この実現はリスクからの解放と同じである。 ← 概フレが想定する実現のことです。

### 3. 実現可能性基準

実現可能性基準は、実現したものだけでなく、実現していないが実現する可能性がある段階でも収益を認識する基準である。リスクから解放している成果だけでなく、その他の包括利益のように実現する可能性がある成果も含むものである。 ← 米国基準が採用する実現のことです。

### 4. リスクからの解放と実現概念の包含関係

実現の種類	適用	包含関係	留意点
狭義の実現基準	販売基準、役務提供完了基準	リスクからの解放の一部に含まれる	・企業会計原則の伝統的実現基準と同じ
広義の実現基準	交換、市場の時価変動、契約の部分履行、被投資企業の活動	リスクからの解放と同じ意味	・当期純利益の算定を目的 ・概フレの実現
実現可能性基準	当期純利益＋その他の包括利益	リスクからの解放を含む	・包括利益の算定を目的 ・米国の実現

### 【各種実現と各種利益の関係】

包括利益	当期純利益	交換（＝狭義の実現）	実現基準	実現可能性基準
		市場における時価変動		
		契約の部分的履行		
	被投資企業の活動			
その他の包括利益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 其他有価証券評価差額金</li> <li>・ 為替換算調整勘定</li> <li>・ 繰延ヘッジ損益</li> </ul>	実現していないが、実現する可能性がある成果		

C リスクからの解放の4形態

	認識基準	リスクからの解放の要件	リスクからの解放の論拠
交換 (注1)	・販売基準 ・役務提供完了基準	①財・サービスの引渡し ②対価の獲得	・取得した対価は、事業のリスクに拘束されない独立の資産なので。 ・これは異種資産の交換で妥当する。
市場における時価の変動 (注2)	・市場価格変動基準	①随時換金可能な市場がある。 ②売却・換金を目的とする。 ③売却・換金することに事業遂行上の制約がない。	・事業の制約なく、自由に売却・換金が可能なので。
契約の部分的履行 (注3)	・進行基準 ・時間基準 ・償却原価法	①契約がある。 ②財やサービスを一部提供し、契約の部分的な履行がなされた。	・相手方による契約の履行(代金の支払)が確実視されているので。
被投資企業の活動 (注4)	・持分法	①被投資企業と投資企業との間に一体性を見出せる。 ②被投資企業が利益を獲得する。	・被投資企業との間に一体性が見出される場合、被投資企業の事業活動は投資企業の事業活動の延長線上にあると位置付けられるので。

(注1) 交換の代表例

商品や製品の販売、固定資産の売却が代表例。

(注2) 市場における時価の変動の代表例

売買目的有価証券、デリバティブ取引の正味の債権債務、トレーディング目的の棚卸資産が代表例。

ただし、売却することに事業遂行上の制約があるその他有価証券の時価評価差額は、リスクから解放されていない。

(注3) 契約の部分的履行の代表例

事業投資の場合、工事契約の進行基準(受注制作のソフトウェアを含む)、賃貸業、貸金業、通信サービス業、リース業が代表例。

金融投資の場合、利息付の金銭債権(償却原価法)が代表例。

(注4) 被投資企業の活動の代表例

連結財務諸表の子会社株式会社や関連会社株式が代表例。

## D 費用の認識と測定

### 1. 交換・市場価格の変動・契約の部分的履行の場合

- 交換とは、財やサービスを第三者に引き渡すことで犠牲にした対価によって費用をとらえる方法である。例：売上原価 ← 売上高に準じます。
- 市場価格の変動とは、資産や負債に関する市場価格の不利な変動によって費用をとらえる方法である。例：売買目的有価証券の評価損 ← 市場価格の有利な変動に準じます。
- 契約の部分的履行とは、財やサービスの継続的な提供を受ける契約が存在する場合である。例：未払費用 ← 財・サービスの継続的提供による収益の認識に準じます。
- 上記の3つについては、収益の認識に準じて行う。

### 2. 利用の事実に着目した費用の測定

- 利用の事実に着目した費用の測定とは、資産を実際に利用することによって生じた消費や価値の減耗に基づいて費用をとらえる方法をいう。(例 生産高比例法 棚卸資産の払出原価) ← この方法は、 $P \times Q$ による費用計算が可能なもの(=消費計算)に適用します。
- この方法は、事業活動に拘束された資産に適用される。(例 棚卸資産や固定資産) ← この方法は、金融資産にはありません。
- この方法によると、費用は、減少した資産の測定値によって測定される。 ← 費用は消費額(=  $P \times Q$ )により測定されます。
- 財・サービスの取得と同時に消費される場合には、それらの原始取得原価によって測定される。(例 開発費) 財・サービスの消費に伴う費用のうち、資産の定義と認識要件を充足するものは、繰延費用として資産に計上される。(例 開発費) ← この場合、費用は、消費計算でなく、費用配分によって測定されます。

### 3. 費用配分

- 利用に伴う資産の数量的な減少を把握するのが困難な場合には、費用配分が資産の金額的な減少を測る方法として妥当である。(注1) ← 費用配分は消費計算が困難な場合に適用します。
- 費用配分とは、あらかじめ定められた計画に従って、資産の原始取得原価を一定の期間にわたって規則的に費用に配分するものをいう。つまり、計画的・規則的な費用計算を意味し、その本質は原価配分である。(注2) ← 定額法などの減価償却がその典型です。

規則的な配分によって費用を測定する場合には、事前にいくつかの将来事象を見積もらなければならない。(例：耐用年数や残存価額) ← 従来と違い、個別的耐用年数を用いるため、見積りが必要となりました。

↓

1. その見積もりについて事後的に誤りが判明した場合は、過去の財務諸表の遡及処理を行う。(=レトロスペクティブ・アプローチ)
2. 会計上の見積りの変更の場合は、例えば残存耐用年数を変更し、将来の費用配分にのみ影響を与える。(=プロスペクティブ・アプローチ) ← 耐用年数の変更は、従来、臨時償却というキャッチアップ方式を採用していました。

(注1) 費用配分が妥当する場合としない場合

物量的な減少が見出される場合は、2の利用の事実に着目した費用の測定が妥当する。

物量的な減少が見出されない場合は、3の費用配分が妥当する。

(注2) 原価配分の測定属性

原価配分の測定属性は、過去、つまり資産取得時を表す。したがって、例えば原価配分がなされる資産を外貨建てで取得した場合は、取得時レート（HR）による換算が妥当することになる。

E その他の留意点

1. 投資の状況に応じた多様な測定値

財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるので、保有目的別評価法が妥当と考えられる。

このため、概念フレームワークでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。

原始取得原価や未償却原価を、市場価格などによる測定が困難な場合に限って適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。

← 概フレは投資の行動に対応した測定を重視します。資産価値を表すように測定することが常に妥当するわけではないと考えます。(ヒント：自己創設のれんの計上の問題)

国際的には、時価等による統一的な評価を支持する見解（全面時価評価法）もあるが、資産と負債の測定値を原価や時価で統一することは、財務報告の目的に役立つと考えることはできないので、概念フレームワークはこの見解を採用しない。

← 概フレでは、特に事業資産や金融負債を全面的に時価で評価することは適切でないと考えています。



## 【重要なキーワードと概念】

リスクからの解放の意義：投資にあたって期待された成果が事実として確定すること  
リスクからの解放の論拠：投資者は期待した成果と実際の投資の成果を比較するため

狭義の実現基準：企業会計原則の伝統的実現基準と同じ

広義の実現基準：当期純利益の算定を目的

実現可能性基準：包括利益の算定を目的

交換：販売基準、役務提供完了基準

市場における時価変動：市場価格変動基準

契約の部分的履行：進行基準、時間基準、償却原価法

被投資企業の活動：持分法

費用配分：物量的な減少が見出されない場合

計画的・規則的な費用配分

将来事象の見積もり

誤りが判明した場合：レトロスペクティブ・アプローチ

会計上の見積りの変更：プロスペクティブ・アプローチ

## 《第4節の重点解説》

### 【重点解説1】～企業会計原則は何故、狭義の実現基準なのか？～

#### A 企業会計原則は利害調整機能も重視する

- ・企業会計原則は、情報提供機能だけでなく、利害調整機能も重視しています。利害調整機能を重視する場合、分配可能利益と維持すべき資本を峻別することが特に強調されます。
- ・なぜなら、維持すべき資本を分配することがあっては、株主と債権者の利害が生じてしまうのです。

#### B 分配可能利益を算定するためには狭義の実現基準が必要

- ・分配可能な利益とは、貨幣性資産（現金及び現金等価物）の裏付けがある利益のことです。
- ・これは、貨幣性資産の裏付けがない利益は、分配不可能という考えに基づきます。
- ・そこで、収益は、貨幣性資産の取得があったときに認識することが求められますが、貨幣性資産の取得は、販売や売却により双方履行があったときです。
- ・逆にいえば、市場の時価変動、契約の部分的履行、被投資企業の活動により収益を認識してしまうと、貨幣性資産の裏付けのない未実現利益を計上することになってしまい、分配可能な利益を算定できなくなるのです。
- ・このような理由により、企業会計原則は実現基準を狭義に解し、実現基準は販売基準として適用されるとしたのです。